

平成23年3月24日（木）

於・特許庁16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会
第5回意匠審査基準ワーキンググループ
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時 平成23年3月24日（木） 15:00～17:00
2. 場 所 特許庁 特別会議室
3. 出席委員 水谷座長、荒井委員、琴寄委員、堀越委員、牧野委員、吉井委員
4. 議 題 部分意匠の図面提出要件の見直しについて
画面デザインの登録要件の明確化について
今後の予定

開 会

○川崎意匠課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第5回意匠審査基準ワーキンググループを開催させていただきます。

私は事務局を務めさせていただきます審査業務部意匠課の川崎でございます。

本ワーキンググループは意匠審査基準等について御審議いただく場としてこれまですでに4回開催し、今回が第5回目となっております。

座長につきましては、前回から引き続き水谷委員にお願いしたいと思います。

それでは、早速ですが、水谷座長、一言御挨拶をお願いいたします。

○水谷座長 座長を務めさせていただきます水谷でございます。

今般、特許法につきましては重要な法改正が予定されておりました、これに伴い意匠法についてもこれに関連する範囲内で法改正が予定されております。他方で特許法とは独立に意匠法に固有の分野での制度改正につきましては、今後の検討課題として残されているのが実情でございます。本日のワーキンググループでは、法改正まで必要とはしない範囲内で意匠法に特有の問題点につき、よりよい制度改正を目指すための御検討をお願いするものと理解しております。よろしく御審議のほどをお願いする次第でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○川崎意匠課長 座長、ありがとうございました。

それでは、以降の議事の進行を水谷座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員御紹介

○水谷座長 では、本日は新しく就任された委員の方もいらっしゃいますので、事務局から委員の皆様方の御紹介と、あわせて特許庁側出席者の御紹介をお願いいたします。

○川崎意匠課長 それでは、委員の方を御紹介させていただきます。

最初にユアサハラ法律特許事務所 弁護士・弁理士、牧野利秋委員でございます。よろしくをお願いいたします。

○牧野委員 (起立一礼)

- 川崎意匠課長 有限会社シーダブリュエス 代表取締役、堀越敏晴委員でございます。
- 堀越委員 (起立一礼)
- 川崎意匠課長 日本弁理士会 業務対策委員会 委員長、吉井国際特許事務所 所長 弁理士、吉井剛委員でございます。
- 吉井委員 よろしく申し上げます。
- 川崎意匠課長 吉井委員は新任の委員でございます。
- 日本知的財産協会 意匠委員会 委員長、本田技研工業株式会社 知的財産部 朝霞ブロック 主任、荒井秀年委員でございます。
- 荒井委員 よろしく申し上げます。
- 川崎意匠課長 最後に、社団法人日本電子情報技術産業協会 デザインの法的保護タスクフォース 主査、ソニー株式会社 知的財産センター 企画管理部担当部長、琴寄俊委員でございます。
- 琴寄委員 よろしくお願いたします。
- 川崎意匠課長 なお、本日は法学者の大阪大学大学院高等司法研究科 教授、茶園成樹委員につきましては都合により御欠席でございます。
- それでは、今度は特許庁側からの出席者を紹介させていただきます。
- まず中央、審査業務部長の橋本でございます。
- 橋本審査業務部長 橋本でございます。よろしく申し上げます。
- 川崎意匠課長 それでは、皆様委員の方から見ていただいて左端から順に自己紹介をさせていただきます。
- それでは、小林研究官、よろしくお願いたします。
- 小林知的財産研究官 知的財産研究官の小林でございます。よろしくお願いたします。
- 江塚上席総括審査 上席総括審査官の江塚と申します。よろしくお願いたします。
- 山田意匠審査機械化企画調整室長 意匠審査機械化企画調整室長の山田と申します。よろしくお願いたします。
- 原田意匠制度企画室長 意匠制度企画室長の原田でございます。よろしくお願いたします。
- 宮田意匠審査企画官 意匠審査企画官の宮田でございます。よろしくお願いたします。
- 瓜本審判部第 33 部門長 審判部で意匠部門の担当をしております瓜本と申します。よろしくお願いたします。

○内藤意匠審査基準室長 意匠審査基準室長の内藤でございます。よろしくお願いいたします。

○本多上席審査長 上席審査長の本多と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○温品意匠審査長 意匠審査長の温品と申します。よろしくお願いいたします。

○木村上席統括審査官 上席総括審査官の木村と申します。よろしくお願いいたします。

○小林上席統括審査官 上席統括審査官の小林でございます。よろしくお願いいたします。

○水谷座長 ありがとうございます。どうぞ皆様方、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に橋本審査業務部長から一言御挨拶をお願いいたします。

○橋本審査業務部長 きょうは水谷座長を始め、お忙しい中、特許庁に来ていただきまして、ありがとうございます。

御挨拶の前に、今回の東北地方太平洋沖地震に際しましては多大な被害がございまして、たくさんの方の被災者の方が出ました。改めてこの場でお見舞いを申し上げたいと思います。

幸いにも特許庁のビルは、揺れはひどかったのですが、ほとんどの被害はございませんで、地震直後からも通常業務を続けております。また、地震の次の週早々には被害に遭われた方々の救済措置につきましてホームページで公開してございまして、この救済措置についてはさらに今内部で検討をより深めているところでございます。また各国の特許庁、欧州、あるいはアメリカ、韓国などから次々と我が国に対する救済支援の発表がございまして、これもあわせて特許庁のホームページで公開しているところでございます。こういう各庁の救済措置は非常に異例でございますけれども、各国の特許庁が今回の日本の状況に非常に御心配いただいて、対応していただいているということでございます。

さて、この意匠の小委員会のワーキンググループでございますけれども、知的財産部会でも最近の企業のオープンイノベーションの進展に対応した知財政策のあり方につきまして新たな検討を開始したところでございます。また座長から御説明がありましたように、特許法の改正につきましては特許小委員会を中心に検討を進めまして、3月にすでに閣議決定をしております。今後、国会に上程するという事になっております。この中で、特許法改正に伴う意匠法の改正もございまして、それから意匠に関しては独自に年金の引き下げもここに盛り込んで、よりユーザーの利便性を高めるということを盛り込んでございます。

一方で、前回、意匠小委員会におきましてはもっと抜本的な意匠法の改正、具体的には企業の最近のデザインの重要性にかんがみて、戦略的な制度改正をすべきではないかとい

う議論が始まったところをごさいます、来月以降、本格的な議論を進めようというところをごさいますけれども、今、座長から御説明がありましたように、その中でも意匠法を改正するまでもなく、現行の制度の中で、運用の改善でできるようなこと、特にユーザーのニーズが高いものにつきましては早く着手しようということで今回、このワーキンググループを急遽開催いたしまして御議論いただくということになったわけをごさいます。

したがって、このワーキンググループでは意匠審査基準の改訂ということについて議論をしていただきたいと思っております。手続の透明性の観点から皆さんの議論の結果についてパブリックコメントを求め書まして、広くユーザーの方々の御意見を踏まえて意匠審査基準を変えていくということになってございます。これで若干短期的な手当については行い、先ほど申し上げたような中長期的な大きな課題につきましては引き続き意匠小委員会のほうで御議論いただくということをごさいます。

今回の議題は後で御説明しますが、1つは部分意匠の図面提出要件の見直し、それから画面デザインの登録要件の明確化に関するものでございます。これらはいずれもユーザーの御希望が強いものでございまして、私どもとしても法改正するまでもなく運用の改正でできるところはやろうということで、今回検討に着手したものでございます。

いずれにしても、デザインの重要性、あるいは意匠保護の重要性というのはむしろ世界の中では高まっているというところをごさいます。景気の後退もございまして、我が国では意匠権の出願につきましてはある程度のレベルで推移しているというところをごさいますけれども、今回の皆様の審議を通じまして、より一層適切な意匠権の保護ができるように私どもも努力していきたいと思っております。

それでは、御審議をよろしく願いいたします。

○水谷座長 ありがとうございます。

それでは、まず資料を事務局で用意していただいておりますので、その内容についての確認をお願いいたします。

○川崎意匠課長 それでは、配布資料の御確認をさせていただきます。

本日の配布資料はお手元にごさいますクリップにとめてある資料一式でごさいますので、クリップを外していただき、御確認いただければと思います。

まず最初でごさいます。議事次第・配布資料一覧の一枚紙がございます。その後ろには委員名簿が1枚紙でごさいます。

資料といたしましては3点ございます。1点目、資料1「部分意匠の図面提出要件の見

直しについて（案）」、資料2「画面デザインの登録要件の明確化について（案）」、資料3「今後の予定」、資料につきましては以上3点でございます。

またその後、参考資料といたしまして、参考資料1「意匠法及び意匠法施行規則(抜粋)」、参考資料2「意匠法2条1項の規定において意匠の構成要素と認められるための要件（意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き（抜粋）」、資料3といたしまして、「変化する画像の意匠法第7条（一意匠一出願）の判断基準（「意匠審査基準」抜粋）」、以上、参考資料3点がございます。

過不足等、ございませんでしょうか。

それでは、ここで皆様にお願いがございます。御発言される場合につきましては、お手元のマイクのスイッチをお入れいただき、御発言いただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

○水谷座長 ありがとうございます。

次に、議題に先立ちまして、本ワーキンググループの議事の公開につきまして、事務局から説明をいただいた上、皆様方の御同意を得ておきたいと存じます。

○川崎意匠課長 それでは、産業構造審議会自体はその運営規定によって部会、小委員会、ワーキンググループも含めて原則公開となっておりますが、本ワーキンググループにおきましては、委員各位の率直かつ自由な意見交換を確保するため、会議自体の一般の傍聴は受け入れないこととさせていただきたいと存じます。

また、「配布資料」、「議事要旨」、さらに発言者名を記載いたしました議事録につきましては、会議終了後、特許庁ホームページにて掲載をさせていただく予定でございます。

以上でございます。

○水谷座長 ただいまの事務局からの説明に何か御質問等ございますでしょうか。

特にございませんでしたら、早速議題に入らせていただきます。

部分意匠の図面提出要件の見直しについて

○水谷座長 まず議題「部分意匠の図面提出要件の見直しについて（案）」について、事務局より説明をお願いいたします。

○内藤意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料1を御用意ください。「部分意匠の図面提出要件の見直しについて（案）」でございます。

1枚ページをおめくりいただきまして、1ページから御説明させていただきます。まず部分意匠における図面提出要件の現状について御説明します。提出すべき図面の数、種類、省略できる場合の規定といったものは全体意匠と部分意匠で何ら変わるものではございません。青色の点線で分けさせていただきますけれども、図の省略は意匠法施行規則に規定されたもののほかに、意匠審査基準上、認められているというものもございます。部分意匠の場合、「その他の部分」のみしかあらわれない図について、そのことを理由に省略するという事は認められておりません。

では、次の2ページをおあげください。次に諸外国における図面に関する取扱いについて、画面デザインに関する各国の図面の取扱いを御紹介いたします。上段と下段ですが、米国、韓国につきましては、表示機に表示された状態の図としてあらわしますけれども、正面図だけでよく、ほかの図は提出する必要はありません。米国は画面デザインの周りを破線で囲ってあらわすことも認められております。真ん中の欧州は、画像そのものについて保護を受けることができるため、画像のみの記載が可能となっております。

では、3ページをおあげください。続きまして、画面デザイン以外の部分意匠に関する図面の取扱いについて御紹介します。まず米国ですが、クレームされたデザインを開示するのに十分な数の図の提出が求められるところです。下の事例では、破線部はクレームされておきませんので、この場合、背面図の提出は求められません。また、斜視図で十分開示できる場合には、斜視図に示された面は図面の提出を要求されないということでございます。

では、4ページをおあげください。次は、欧州と中国の取り扱いです。左側ですが、まず欧州について、1つの意匠を表現するための図の数は7図以下と規定されていますが、図の種類や数は出願人に任されているという状況です。欧州では登録前の事前審査は行われていませんので、権利者が自己の責任において主張、立証をするということになります。下の事例のように、これは自動車用のヘッドライトになりますけれども、物品の一部しかあらわされていなければ部分意匠のように扱っていると思われましても、そもそも部分意匠の特定の考え方が日本とは異なっているということでございます。次に右側の中国でございますけれども、中国は部分意匠制度はありません。実施細則では保護を求める内容について関係する図面、または写真を提出しなければならないというふうにされていま

す。原則、6面図必要ですけれども、設計要点がない面の図は省略することができます。下の事例は設計要点がないという理由で、平面図と底面図を省略をしています。

では、5ページをおあげください。それでは、本件、要件見直しの方向性について御説明をいたします。全体的な考え方としましては、(1)意匠の特定、類否判断の考え方は変更をしません。(2)提出を省略しても、意匠の特定に影響がない図の省略を可能とするということでございます。ただし、意匠登録を受けようとする部分があらわれる図は省略不可とするということでございます。次に下の枠で囲ってあるところでございますが、見直しの方向性でございます。「その他の部分」のみをあらわす図のうち、一部の図の提出の省略を可能とし、最低限提出すべき図の数を減らします。1. としまして、意匠法第2条第2項に規定する画像を含む意匠のうち、物品と一体として用いられる他の物品に表示される図(画像図)部分について意匠登録を受けようとする場合の、物品本体の形態をあらわした一組の図面。【意匠の説明】に省略の記載が必要) というようにしたいと思っております。2つ目、2. としまして、「その他の部分」のみをあらわす図のうち、以下の①から③に当てはまるものであって、【意匠の説明】に省略した図の説明がされているもの。①正面図または背面図のいずれか一方、②左右側面図のいずれか一方、③平面図または底面図のいずれか一方でございます。つまり、省略しても意匠が特定するというように考えるのではなく、もともと意匠が特定しているという前提で省略しても意匠の特定に影響のない図を省略するという整理でございます。

では、次の6ページをおあげください。これは図を省略することができるケース(1)、先ほどの1. の事例です。物品全体の形態をあらわす一組の図面は省略可とします。願書の意匠に係る物品や意匠に係る物品の説明の記載だけでは、物品の認定が難しい場合には一部の図、または全図を提出することも可能というふうにしたいと考えております。図を省略した場合、機器本体の形態は願書の意匠に係る物品及び意匠に係る物品の説明の記載から常識的に想定できる形態として認定をしたいと考えております。

では、7ページをおあげください。次は図を省略することができるケース(2)、2. でございます。背面図は正面図と対称のため現状と同様に背面図は省略が可能ですけれども、左側面図は「その他の部分」のみしかあらわれないため、新たな運用案では省略可能ということになります。左側面図を省略しても部分意匠の特定には影響がないという整理でございます。

続きまして、8ページをおあげください。次は図を省略することができるケース(3)

です。その他の部分のみしかあらわれない図が複数ある場合には左右側面図のいずれか、それから正面図、または背面図のいずれか、平面図または底面図のいずれかのみ省略が可能です。3方向からの図を提出することで意匠登録を受けようとする部分の形態、物品全体の中での位置、大きさ、範囲、意匠に係る物品を特定することができると考えております。

では、次の9ページをおあげください。次は図が不足する場合の取り扱いについてでございます。この事例のように、最低限提出が必要な3方向からの3図が提出されている場合には手続補正指令は行いません。正面図、右側面図、底面図及び願書の意匠の説明の記載により意匠が特定されるため、ほかの拒絶理由がなければ登録査定を行うということになります。

続きまして、10ページをおあげください。次は図が不足する場合の取り扱い(2)でございます。図が不足し、提出されていない図が今回の案で省略可能となった図ではない場合、意匠が特定しているか、特定していないかにかかわらず手続補正指令を行いたいと思っております。手続補正指令は意匠法施行規則に基づき不足する図すべてを指摘します。補正は不足する図すべてを提出することはもちろんですが、最低限必要な2図の提出も認められる。その場合は再度の手続補正指令は行いません。

次、11ページをおあげください。次は図が不足する場合の取り扱い(3)でございます。出願当初の図が不足していて、かつ意匠が特定していない場合には手続補正指令を受けた補正により意匠が特定していても補正は却下されるということでございます。この事例の場合ですが、正面図1図だけの提出では本体部がサイコロ状であるのかどうかということが不明ですので、当該意匠登録を受けようとする部分の形態及び意匠登録を受けようとする部分の物品全体における位置、大きさ、範囲が特定していないということになりますので、補正をしたとしても補正却下となるということでございます。

それでは、12ページをおあげください。当該物品と一体として用いられる物品に表示される画像の願書・図面の記載例でございます。願書の意匠の説明に、「意匠に係る物品全体の形態を表す一組の図面は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略する。」という旨の記載をしていただくこととなります。

最後、13ページをおあげください。次は、前記の画像以外のものの願書・図面の記載例でございます。願書の意匠の説明には「背面図、平面図は、意匠登録を受けようとする部分が表れないため、省略する。」旨の記載をします。

説明は以上になります。

○水谷座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえて、資料1の内容につきまして、御質問、御意見、何でも結構でございますので、自由に御意見を頂戴したいと存じます。どなたからでも、どうぞお願いいたします。特にございませんでしたらこちらから御指名をさせていただきます。その前にどなたか御意見はございませんでしょうか。

この資料1は出願実務にとって重要な事項に関しますが、非常に手続上の細かい部分に関することでもございますので、特に意匠出願を日常的に行っていらっしゃる委員の方に意見を伺うのがまず適当かなというふうには思っておりますけれども、そういうことでどなたかまず御意見はございますか。

では、荒井委員、お願いいたします。

○荒井委員 知財協の荒井です。

今、御説明いただいた点での、部分意匠については図面の省略というところで、ユーザーにとっては負担が軽くなると考えております。ただ、その中で1点、審査基準とは離れてしまうのかもしれませんが、10ページの「図面が不足する場合の取り扱い(2)」のところで、図面が不足する場合、この場合には補正で認めていただけるというところが表記されています。これは断面図2つが付されているからということだと思っておりますが、ここで図面の補正が認められるということは、ある意味、この断面図から意匠が特定できるのではないかと考えております。ですので、資料の5ページの〈全体的な考え方〉の「意匠の特定に影響がない図」というところとの関係で少し違和感を感じる部分がありますので、今後のところでもこういったところを検討いただければと思います。

○水谷座長 ありがとうございます。

ただいまの点はいかがですか。意匠が特定されているのに、補正する必要があるのかというような趣旨かと伺いましたけれども。

○内藤意匠審査基準室長 今回の図面の提出要件の見直しというものは、図の数を減らすということで出願人の負担を軽減するというのが目的といたしますか、眼目でございます。そうは言っても、意匠の特定性を担保するためには出願人の自由に任せるというのではなくて、必要最低限の図の提出を一律求めていくということが必要なのかなというふうを考えておまして、そうすることによって意匠が特定している、特定していないにかかわら

ず、特定性については担保できていると考えております。そのように3図出すということが、別の意味では第三者が意匠公報等を見たときにも、その意匠の特定が容易だということとも言えますし、審査においても素早く意匠の特定ができるということは審査上は重要だというふうに考えておりますので、特定ができているということであったとしても、少なくとも最低3図は出していただくという形で、一律そういう運用で行いたいと考えております。

○水谷座長 荒井委員、御納得いただきましたでしょうか。それともまだ御意見はございますでしょうか。

○荒井委員 趣旨のところは今の説明いただいたところで納得できる部分なのですが、今後のよりユーザーに対しての使い勝手のよいところで考えますと、こういった点も今後検討いただければというところがございます。

○水谷座長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますでしょうか。堀越委員、お願いいたします。

○堀越委員 堀越でございます。

図面の数が少なくなるということは創作側にとっても大変歓迎すべきことなのですが、この中で10ページと11ページ、手続補正指令が行われる場合ということで図面が足りないということがあるわけですが、この中で、例えば10ページの出願当初の図面、それから11ページの出願当初の図面という中で、これに斜視図がついていた場合はどうなりますか。

○内藤意匠審査基準室長 基本的に斜視図等、まあ斜視図、断面図、端面図等を含めて必要なその他の図というふうに解釈しておりますけれども、そういった図が出てきていたとしてもやはり6面図中の3方向からの3図で特定するという前提を崩さないということが、それは一律ということですが、それが安定的に運用できる基礎かなと考えておりますので、その点では断面図や斜視図というのがあるということはより意匠を理解するには重要なことだとは思いますが、それはあくまでその他の図の位置づけということで、この3方向からの正投影図は提出いただければと考えてございます。

○堀越委員 わかりました。

○水谷座長 ほかに、どうぞ、牧野委員、お願いいたします。

○牧野委員 牧野ですが、11ページの補正却下になる例ですが、この出願当初の図面に今おっしゃった斜視図がついていて、意匠の特定ができるという場合にこの下の補正

も許されないということになるわけでしょうか。

○内藤意匠審査基準室長 この 11 ページでよろしいですか。

○牧野委員 はい。

○内藤意匠審査基準室長 11 ページはあくまでこの正面図、1 図だけ出てきていた場合ということで、その場合、これがサイコロ状なのか、それとも円筒形状なのかということがそもそもわからないということになると、意匠登録を受けようとするこの模様部分が局面状になっているのか平面状になっているのかということが特定できていないということになりますので不明確な意匠ということになりますけれども、それが斜視図というものが出ていることによってある程度、形のフォルムというものがわかったとしても、そこは先ほどの御説明の繰り返しになりますけれども、やはり 3 方向からの図があることによって意匠全体の形状の特定ということでも、だれが見てもわかりやすいということもありますので、斜視図に置き換えるというようなことを考えているわけではなく、あくまで正投影図であらわした 3 図を出していただくということが原則なのかなと思っておりますけれども、斜視図というのは出し方によってはパースがついたりとか、ゆがんだ形の図というのものもあり得ますけれども、実際にその正投影図の 3 方向の図にかえて、等角投影図法であったりとか、斜投影図法の提出というものが認められておりますので、そういう形の図があらわされていればそれに置き換えることは可能だと考えております。

○牧野委員 ありがとうございます。

○水谷座長 ちょっと確認をさせていただきたいのですけれども、只今の牧野委員の御質問は、出願当初の図面が正面図だけではなくて、斜視図もついている。そういう状態で出願の補正指令が出たときに、下の右側面図とか底面図を手続補正で追加するわけですね。この場合には、この 11 ページのように補正却下になるのか、あるいは前提が違う、正面図プラス斜視図なので、補正が認容されるということになるのか、どちらなのかという御質問だと思うのですけれども。

○内藤意匠審査基準室長 失礼しました。補正は認容されます。

○水谷座長 ということでですね、ありがとうございます。

さて、あと 2 名ほどまだ発言いただいている方がいらっしゃいますけれども、一応全員御意見をいただく建前でございますので、どちらからでもお願いいたします。

吉井委員。

○吉井委員 吉井でございます。

11 ページですけれども、これはお願いということになるのだと思うのですが、図面が不足するというので、青字で書かれている図面が提出されていない、つまり提出しなさいということなのですが、最終的には補正却下になる。そうすると、お聞きしたところでは、まずは方式のところで図面がないという指摘をし、あとは審査官のほうで実体的に見て、要は要旨の変更になるということでも却下だということですが、できれば方式の段階で、例えばもう無理ですよというようなコメントが何か、もしくはもうそこで無理ですよということの何かの示唆があったほうがよろしいかなというのが1つ感想です。

それからあともう一点は、実務をやっている私のほうからしたら、省略しなさいということではなくて、省略できるということなので、やはり怖いときは基本的には今までどおり図面をつけて出しましょうという感覚でユーザーの方に、多分そういうふうに指導することになると思います。したがって、いろいろ省略できるということは多分いろいろのケース、微妙なものが出るのかどうかわかりませんが、そういうもので、例えばこういう場合はだめなのだから、いいのだとかというのはある程度時間がたつてくるとはつきりしてくると思うので、実務の側としては一応はしばらくは図面を省略することはしないほうがいいのかというのを感想として持ちました。

以上です。

○内藤意匠審査基準室長 御意見、ありがとうございます。

手続補正指令の中に何かコメントをというようなことでございますけれども、確かにそのほうがユーザーにとっては理解がしやすいというようなところがあるかと思っておりますので、できる限りそういうことが可能かどうかということは検討してまいりたいと思っておりますけれども、それとは別にといいますか、なるべく意匠が特定する3図を、少なくとも最低3図を出していただけるように周知徹底をしていくということも一方では大切なのかなというふうに思っておりますので、そのほうにも尽力をしていきたいと考えております。

そうすると、3図よりももう安心感があるので6図で出すという、確かに6図でお出しいただくのが原則でございますので、もちろんそれにこしたことはないといいますが、そのほうがよろしい場合もあろうかと思っております。ただ、ユーザーの出願人の負担の軽減というのを目的というふうに考えますと、やはり省略できる図は1図でも多いほうがいいのかというふうに考えられる出願人の方もいらっしゃるでしょうということもありますし、あと例えば携帯電話機の表示画面の画面デザインの出願などですと、3図で提出をするというの

が有効なのかなと思っておりますので、そこら辺のところは、少なくとも3図図面があれば意匠は特定しているという前提ですから、それほど慎重になっていただかなくても、弾力的に御活用いただけるのではないかと考えております。

○川崎意匠課長 ちょっと補足を。

○水谷座長 どうぞ。

○川崎意匠課長 今回の吉井委員の方式のコメントの件について少し補足をさせていただきますと、御存じのとおり、方式の指令につきましては方式専門官という方がこれは方式チェック、審査をされているわけでございます。ですので、その段階でそれが要旨変更に当たるかどうかというのは、これは我々意匠の審査官、実体審査官のほうの判断事項になりますので、多分実務的にはちょっと難しいのかなという気は今しております。ただ、その件につきましては、方式審査課のほうにもお伝えしつつ、今後の要望事項という形でお受けさせていただきたいと思っております。

一応、補足でございます。

○吉井委員 よろしいですか。

○水谷座長 どうぞ。

○吉井委員 今回の最初の1点目の点なのですが、我々、例えば弁理士がかかわって図面がこの形で出るということはまずないというか、あり得ません。あと意匠のことを結構わかっている方はこういうことはないと思っています。実は、私が想定しているというか、頭に思い浮かべているのは、私は実は地方なのですけれども、発明無料相談で個人の方が出願をし、特許庁から補正指令がかかってこういう図面を出したいのだとか、こうしたいのだとかという相談をいろいろ受けたときに、それは当然無理ですよ、出願が変わるようになることは認められないのですよというお話をすることがたまにあるのですね。そうすると、今回のこの指令ですと、例えば正面図1つ出して、これとこれとこれを出しなさいと言われて素人の方が一生懸命図面を描き、実は出したけれども、最終的にはもともと出してもだめなのですよということが起こるのです。いわゆる意匠がわかる方がこんなことは全くないとして、本当に素人の方の場合こういうことは結構あることなので、であれば一言何か、例えば「ここにお電話頂ければご説明致します」というようなことでも何でもいいわけです。一生懸命素人の方が図面を描いて、結局はだめになるのであれば、このような扱いにしなくてもよいのではないかと頭にあったということです。

○川崎意匠課長 ありがとうございます。

○水谷座長 確かに結果としてむだな作業を強いられると、もう二度と出願するかと思うかもしれませんね。

では、琴寄委員、何かございますか。

○琴寄委員 今回の見直しの方向性につきましては、今まで各委員の方からおっしゃられたように、出願人、ユーザーの負担軽減になるということでございますので、そこは賛同いたします。そのほかに何かコメントということなのですが、皆さんいろいろ今おっしゃっておりますので、その範囲で私も同感でございますので、特にございません。

○水谷座長 ありがとうございます。

これで一通りそれぞれ委員の方から御意見を頂戴したわけでございますけれども、さらに何かこのことを述べたいというようなことがございましたら、どなたからでも自由にお願ひしたいと思ひます。

特にございませんようでしたら、それでは、次の議題について、同様に事務局より説明をお願ひしたいと存じます。

画面デザインの登録要件の明確化について

○内藤意匠審査基準室長 そうしましたら、資料2「画面デザインの登録要件の明確化について（案）」を御用意ください。

1枚めくっていただきまして、1ページでございます。まず「運用見直しの背景」でございますけれども、平成18年に意匠法が改正されまして、新たに操作画像の保護が認められるようになったとはいえ、現行の意匠法下では物品性の制約などから画面デザインの保護は十分とは言えないという状況でございます。そこで、法改正を伴う抜本的な見直しに先駆けまして、まずは現行の意匠法の枠組みにおいて画面デザインの登録要件の明確化を図りたいというふうに考えております。

2ページをおあげください。今回の検討項目としましては、(1)意匠法2条1項により保護される表示画像の保護要件の明確化、及び(2)変化する画像の一意匠の考え方の変更でございます。

3ページをおあげください。まず1つ目の検討課題、意匠法2条1項により保護される表示画像の保護要件の明確化について御説明をいたします。対応の方向性としましては、意匠法2条2項に規定する画像に加え、意匠法2条1項により保護される表示画像の保護

要件を意匠審査基準に記載し、内容の明確化を図ります。その保護要件としましては、この黄色の枠で囲った部分ですが、2つの要件によって明確化を図りたいと考えております。まず要件1は、「その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること」です。要件1において、表示画像であることを明記することによって、意匠法2条2項に規定する操作画像は対象外とするということです。また、物品の機能とは関わりのない装飾表現のみを目的とする画像は、要件1には該当しないものとします。次に要件2でございますが、「その物品にあらかじめ記録された画像であること」です。物品の外部からの信号による画像を表示したもの、物品に接続または挿入された記録媒体に記録された画像を表示したもの、事後的に記録された画像を表示したものは要件2に該当しないものといたします。また、物品から独立して販売されるビジネスソフトやゲームソフトなどをインストールすることで表示される画像は、プリインストールされたものであっても意匠を構成するものとは認められないものといたします。なお、画像が変化する場合に、変化の前後の形態について一意匠と認められるか否かは、意匠法2条2項に規定する画像を含む意匠とあわせて、意匠法7条の問題としても一つの検討課題、「変化する画像の一意匠の考え方の変更」で検討をいたします。

では、4ページをおあげください。以下の事例は意匠法2条1項により保護される表示画像と認められる例と、保護対象外の例でございます。認められる例として挙げているものはいずれも物品の機能としては副次的な機能と言えますが、こうした画面デザインについても意匠法2条1項により保護される表示画像であることを意匠審査基準上に明記したいというふうに考えております。ただし、物品が通常有する機能以外の機能を果たすために必要なこれらの表示画像は願書の意匠に係る物品の説明にその機能を記載することによって明らかからしていただくという必要があるということでございます。

では、1枚おめくりいただいて5ページをおあげください。続きまして、2つ目の検討課題、変化する画像の一意匠の考え方の変更について御説明をいたします。対応の方向性としては、(1) 変化する画像について、変化の対応を示す複数の画像の総体を変化を伴う一つの意匠と認定をいたします。(2) ただし、複数画像の総体としての権利の内容の把握や他の意匠との対比可能性を担保するため、まとまりのある一定の範囲の変化についてのみ一意匠として認めることといたします。(3) 変化する画像の意匠の開示につきましては、変化の態様を表す複数の画像を変化の順に表すということとし、意匠の認定に際しては図面に記載された具体的な変化の態様のみを認定して、図と図の間の時間的な間隔は

意匠を構成する要素としては認定をしないということでございます。そこで新たな基準の考え方としまして、下の枠で囲った内容でございますけれども、当該変化する画像が①物品の同一機能のための画像であり、かつ、②変化の前後の画像に形態的関連性が認められる場合には、変化前の画像と変化後の画像が複数の画像を含んだ状態で一意匠と認定をします。

では、6ページをおあげください。次に、具体的な事例を御紹介いたします。上段は物品の同一機能のための画像と認められる例でございます。それぞれ複写機能、歩数表示機能、ATMの振り込み機能のための変化する画像でございます。下段は物品の同一の機能のための画像とは認められない例でございます。左の事例は携帯情報端末機を想定したメール機能から電卓機能への変化、右の事例はカーナビゲーションシステムの音楽再生機能から経路誘導機能へ変化する画像を想定してあらわしております。なお、この上段の物品の同一機能のための画像と認められるという例は、あわせて形態的関連性も満たしております。下段の認められない事例は、形態的関連性のみ満たしているということでございます。

では、7ページをおあげください。次に、変化の前後の画像に形態的関連性が認められる場合について御説明をいたします。変化の前後の画像の図形等に共通性がなく、または共通性が極めて小さく、変化の前後の画像の形態にまとまりがない場合には、形態的関連性は認められません。形態的関連性が認められる場合の代表的な例としましては、この左上から（a）同一の図形等の移動等、（b）画像表示部内のレイアウト変更、（c）図形等の漸次的な変化、（c）は二次元的変化と三次元的変化の2つの事例を挙げております。一番下のモーフィングの例と申しますのは、コンピュータ処理で図形が漸次的に変化するイメージを参考として掲載してございます。

では、1枚おめくりいただいて8ページをおあげください。7ページからの続きでございますが、（d）としまして、共通モチーフの連続的使用、（e）追加的な図形等の展開、（f）同一の図形等の増減がでございます。

それでは、9ページをおあげください。次に、画像の一部分について意匠登録を受けようとする場合の変化する画像の扱いについて御説明をいたします。画像の一部分について意匠登録を受けようとする場合には、意匠登録を受けようとする部分について変化の前後で形態的関連性があることが必要となるということでございます。左の事例はいずれも意匠登録を受けようとする部分について変化の前後で形態的関連性がございまして、一意匠と認められますけれども、右側の事例につきましては、意匠登録を受けようとする部

分が変化の前後で形態的関連性が認められないということで、一意匠とは認められません。

では、10 ページをおあげください。最後に、変化する画像の類否判断について御説明をいたします。繰り返しになりますけれども、変化する画像の意匠の認定につきましては、複数画像によってあらわされた意匠の総体を変化を伴う一つの意匠というふうに認定をします。変化する画像の変化の態様の評価としましては、(1) としまして、個々の画像が新規性を有する場合は複数画像の総体としても新規性を有します。(2) 個々の画像は新規性を有さない場合であっても具体的な変化の態様が新規かつ顕著な特徴を有する場合には、複数の画像の総体として新規性を有します。変化する画像の新規性の判断は以下の事例のとおりでございます。

では、続きまして最後のページでございますが、11 ページをおあげください。引き続きですが、変化する画像の意匠法3条の2の判断、変化する画像の先行願の判断、それから変化する画像の創作非容易性の判断につきましては、それぞれ以下のとおりでございます。意匠法3条の2の判断につきましては、出願意匠が変化する画像意匠である先行意匠の一部と同一または類似の場合に拒絶をいたします。先後願の判断につきましては、変化する画像について複数画像の総体として先行意匠と比較をするということなので、この事例の場合は非類似となります。創作非容易性の判断につきましては、個々の画像が公然知られていて、かつ、形態変化の態様も公然知られている場合には、創作容易な意匠として拒絶をいたします。

以上、御説明でございます。

○水谷座長 ありがとうございます。

いろいろ盛りだくさんの内容でございましたけれども、議論に移りたいと存じます。

ただいまの事務局からの説明を踏まえて資料2の内容につきまして、御質問、御意見、何でも結構でございますので、自由に御意見を頂戴したいと存じます。いかがでしょうか。結構、今後の実務に影響が出そうな部分もあるのではないかという感じをいたしておりますけれども、ただいまの御説明は2つ大きく分けてあって、1つは2条2項とは別に、2条1項として、どこまで画像デザインとして現行法の枠内で許容できるかという、その基準を示すという部分が1つでございますし、もう一つは変化する画像について、どの範囲を一意匠と認定できるのかと、こちらのほうは2条1、2項共通の問題だろうと存じております。どちらの点でも結構ですので、何か御質問、御意見、ございませんでしょうか。

では、荒井委員、お願いします。

○荒井委員 今、説明をいただいたところで、少し私の感想といいますか、お願いなのですけれども、5ページのところの「意匠の考え方の変更」というところで、一番下に新たな基準の考え方として四角く囲っている部分の、②の変化の前後の画像に形態的関連性が認められる場合というところがあり、その前段の方向性の説明の中で、形態的関連性の部分を「まとまりある」という言葉で説明をされています。この「まとまり」というところが本質ではないかと感じておりますが、この「関連性」という表現になってしまうと、多少でも関連性があれば認められてしまうのかというような誤解も生んでしまうことが考えられ、「まとまり」という言葉が使われたほうがよいというのが感想であります。

あと、私が感じたのは最後のほうの10ページの類否判断のところですね。ここでの「変化する画像の変化の態様の評価」というところの(1)で、「複数画像の総体として新規性を有する」と書かれているのですけれども、やはりこの総体の評価というのがなかなかユーザー側でも難しいというところがありますので、具体的事例をもう少し示していただければなというところがございます。

以上です。

○水谷座長 ありがとうございます。

今の点、何かコメントはございますか。

○内藤意匠審査基準室長 ありがとうございます。

まず「形態的関連性」という言葉ですけれども、1つには、これまでも基準上で使われてきている言葉でございまして、それにかわる言葉というのいろいろ検討してまいったのですけれども、いろいろな言葉が出ると、またその言葉と「形態的関連性」という言葉の違いもまたどういうところにあるのかということも明らかにしていく必要が出てくるのかなというふうに考えたときに、大枠としては「形態的関連性」ということにいずれも入り得るという解釈のもと、結果としては意匠創作のまとまりというふうに考えて、「形態的関連性」という言葉を使わせていただくということで考えてございます。

それからもう一点の「複数画像の総体として新規性を有する」といったところですが、これについての基準というものがなかなかないので、基準上では事例をたくさん、なるべくわかりやすい事例を掲げるということと、あとは今後、出願されて登録される事例について、画像登録事例集を逐次追加をしてホームページ上で公開をしていくということで、なるべくその部分がどういうものかということをも明らかにしていけたらなというふうには考えてございます。

○水谷座長 ありがとうございます。

ほかにどなたか、琴寄委員、お願いします。

○琴寄委員 私ども JEITA は、恐らくこの画面デザインの出願ということのをこれまでも行ってきましたし、今後も行っていくという形になるかと思いますが、今のお話の中の類否判断というところでまさにお話が出たかと思いますが、私どもとしては意匠を権利化することによって気にする部分というのが、どういう権利を以て物品を保護するのかという部分、逆に言えば、今回のような登録要件の明確化に伴って保護された保護範囲がどういう範囲なのかという部分というのは非常に気になるところでございまして、そういう中で、ある意匠と他の意匠との類否というものが非常に気になるところでございます。今のお話の中で、本来的には事例集というよりはもう少し明確になるような基準というものがお示しただけならば非常に助かるのですけれども、今のお話ですと、画面デザインに対する意匠登録の代表例の積み重ねによってある程度方向性が見えてくるのではないかということが一番のやり方だということをお伺いしております。

それをお願いなのですが、そういう方向性が見えたら、ある意味、速やかにアップデートなり御提示いただくという形で、ユーザー側の判断ができるような形での対応ということをお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○内藤意匠審査基準室長 了解いたしました。

○水谷座長 ほかにどなたか御意見、吉井委員、お願いいたします。

○吉井委員 3点ほどございます。まず1点目なのですが、変化する意匠のほうですけれども、こちらのほうで丸がついているものとバツがついているものがあるのですが、この丸がついているものというのは、今回の審査基準の改定によって丸がついたものだけですか、それとも、もともと丸のものですか、その区別は、2条1項のほうは4ページの例で、丸がついているものが今回、新たに OK になっているものとのことですが、この変化をする意匠のほうは、この丸のものは従来から丸なのか、従来だめだったものが丸になったのか、この点まずひとつ教えていただきたいのですが。

○内藤意匠審査基準室長 まず、確かに吉井先生がおっしゃるとおり、現行認められているものと、それから新たに認められるような遷移というものが混在している形でございます。それで、参考資料をおつけしております、参考資料3というのが「変化する画像の意匠法7条（一意匠一出願）の判断基準」、これは意匠審査基準の抜粋でございますけれども、こちらに現行の運用、意匠審査基準として、一意匠として認められる変化、それから

認められない変化というのを事例として掲げつつ御説明しておりますけれども、ここに一部、現行で認められるというところで、4ページの上に【複数の画像が一意匠として認められる例4】というものがございます。これがちょうどこちらの資料2の7ページの(a)「同一の図形等の移動等」というところと同じ図例を使っておりまして、今回新たに追加するというのではなく、全体として現行、認められている図例も含めて構成をしております、大変わかりにくいところで恐縮でございますけれども、現行の基準のところに書かれている図例としては(a)だけでございます。(b)以降、(e)までが新たな、(e)は8ページになりますけれども、新たな図例、新たな認められる変化の図例でございますけれども、最後の(f)については、これはこちらで今回新たに作成いたしましたけれども、上限がある中での範囲における増減というところでございますので、これも現行の意匠審査基準上、認められる変化態様でございますので、(a)と(f)が現行のもの、それ以外のもので新たに追加された変化態様というふうに御理解をいただければと思います。

○吉井委員 ということは、(a)と(f)以外は今回の基準改正によって丸になった例だということよろしいですか。

○内藤意匠審査基準室長 そうでございます。

○吉井委員 そうでしたら、今度は9ページのほうはどうですか。この丸とバツは現行どおりなのですか、それとも、この丸の例は、現行ではバツだけれども、改定によって丸になるのですか。この点はどうなりますか？

○内藤意匠審査基準室長 9ページの画像の一部について意匠登録を受けようとする場合の変化態様ですが、これはいずれも今回、新たに盛り込まれるものでございます。特に、下側のポップアップするものについては新たに盛り込まれるものでございますが、「一意匠と認められる場合」の左上のものについては、共通する3つの横長の操作ボタン、ここが色を変化をするというだけでございますので、この変化態様というのは現行でも認められるかというふうに考えております。

○吉井委員 わかりました。

2つ目は、この変化の意匠のほうですが、仮にいわゆるここで言う同一機能、形態的関連性がないという判断になったときは、当然分割はいいわけですね。そのときなのですが、これは3つ目の質問ということになるのですが、公知意匠とこの総体と言われる一塊の意匠を対比したときに、仮にこの関連性がないということで総体が崩れてバラバラになるということになるわけですね。仮に2つの形態の図形が、画像が特定されていて、

総体だ、1つの意匠だと思っていたところが、実は関連性がないということでバラバラにしなければならない場面になったときに、公知意匠と比較したときにaとbの形態が2つあって、総体で1つという前提が崩れたら、公知意匠とaが類似だけれども、公知意匠とbは非類似だということというのは理屈上あり得るということですね。総体性若しくは一体性は、類似の概念と全く違うということですね。

○内藤意匠審査基準室長 はい。

○吉井委員 わかりました。でもそれは、まあ理屈はそういうことなのでしょうね。とりあえず、その答えだけまず確認させていただければ。

○内藤意匠審査基準室長 もちろん一画面ずつ権利を取得するという、これまでのものが大前提でございますけれども、これがもし変化を伴うような場合は総体として、一意匠として見るということですから、そういう意味では意匠の構成要素がふえればふえるだけ権利範囲は狭まるというようなことが一方ではあろうかと思しますので、例えば形態的関連性がないであるとか、同一機能でないということによってその変化を認めないとする場合は、意匠法の7条の規定により一意匠一出願ではないということによって拒絶をし、それを分割して新出願するにおいては認めるということになると思っておりますけれども、そうすると今度は画面ずつになるわけですから、その画面ごとの比較というふうにした場合に、もうその他の、これまでは変化をする部分といったものはなくなるわけなので、そこだけの、その画面だけで意匠を認定して公知意匠と対比をするということになってくると思います。

○吉井委員 そうしますと、画像ごとにバラバラにして公知意匠と類否判断されるときよりも、総体としてだめだよと言われたときに、そこで争うほうが有利だということですね。総体で一意匠と認めないという7条の拒絶理由に対して、7条だったら普通は、代理人はその点について争うということは常識的にしませんけれども、でも今言ったように画像がバラバラにされて公知画像と対比されて類否の主張をするよりも、関連性みたいなものがあって、一塊として別なのだという主張のほうが何となく感覚として有利に思うのですけれども。これは全くピント外れですか？

○内藤意匠審査基準室長 決してそんなことはございませんけれども、もちろんそれは公知意匠が存在するという前提では、その構成要素が1つ分割することによって、変化態様が含まれないということによって公知意匠と同一または類似という関係性というのが出てくるかもしれないというところは確かにありますけれども、それはそういうような性質の、画面デザインというのはもともとそういう性質を持っているものと、つまり今回、変化を

するというを大きく盛り込むような形の基準の改正ということを検討してきているところでございますけれども、もともとは一画面ずつでの出願というのが基礎、基本ですので、そこに付加的に変化していく場合ということで、当然、構成要素がふえればふえるだけ権利範囲というのは狭まるというふうに考えていくなれば、分割をしてそれぞれ画面ごとにするということで権利範囲が変化を伴っているよりは広くなるという一方、公知意匠との類否判断をするときに一画面ずつで類否判断がされますので、そういったところで類似と見られるような公知意匠の存在というのが出くるといことも一方ではあるということとは考えられると思います。

○吉井委員 はい、わかりました。

○水谷座長 ありがとうございます。

これ以外にどなたか意見はございますか。すでに発言された方も、どうぞ、牧野委員。

○牧野委員 確認ですけれども、4ページの認められる例の左の2番目のものに物品が通常有する機能以外の機能を果たすために必要な表示画像は、その物品の説明にその機能を記載することにより認められるということの趣旨は、その物品が通常有する機能以外の機能の場合、どのような機能であっても、出願人のほうでこの記載をすればOKという、そういう御趣旨ですね。

○内藤意匠審査基準室長 そうでございます。

○水谷座長 ほかにどなたか、どうぞ、堀越委員。

○堀越委員 4ページなのですが、保護対象外という中に、装飾表現のみを目的とした画像、いわゆる壁紙みたいなものだと思うのですが、こうした画像を考えてくれと言われるケースは結構あるのですね。それで、さまざまなデザイン上の工夫をするわけですが、例えば一種の、操作を促すための画像ですね。単に壁紙に見えるけれども、操作を促す効用があるようなパターンになっているといった場合、これはやはり特徴記載で述べるということになりますか。

○内藤意匠審査基準室長 はい。特徴記載書を御活用いただくということはよろしいかと思っておりますけれども、その場合は、願書の意匠に係る物品の説明欄を御利用いただいて、単なる装飾模様ではないと説明を加えていただくのがよろしいかと思っております。当然その物品というのは何らかの用途機能というのを持っているものだというふうに理解しておりますので、単に模様とか壁紙を表示させるだけの機能というのは通常は余り考えられませんから、そこについては何らかの機能を持っているということを記載していただいて、積極的

に主張していただくということが有効ではないかというふうに考えております。

○堀越委員 ありがとうございます。

もう一点あるのですが、形態的関連ということで、先ほど「まとまり」という御意見もあったのですが、それは認めていくということなのですが、この場合、やはり形態にこだわりますか、色というのはそこでは斟酌されますか。

○内藤意匠審査基準室長 はい、もちろん色味も形態の一部でございますので、斟酌することになると思います。

○堀越委員 わかりました。ありがとうございます。

○水谷座長 ほかにどなたかございますか。

ちょっと初歩的な質問で恐縮ですが、6ページの「変化する画像の一意匠の考え方の変更」で、例えば右上の歩数表示機能のための画像ということで、これは形態的関連性があるということですが、画面の上部に靴のような図と「歩数計」という文字がございますけれども、ここが共通しているから形態的関連性があるという理解になるわけですね。

○内藤意匠審査基準室長 はい、そうです。右上のものについては、あわせてその一番下の2つの横長の矩形形状の操作部についても共通しているということで、上下が共通しているということで、細かいのですが、事例でございます。ただ、左側の複写機能のための画像につきましては、上の3つの横長の操作部が共通しているというところでございます。

○水谷座長 はい、ありがとうございます。

さて、ほかに何か御意見はございますでしょうか。

特にございませんようでしたら、とりあえず資料2に関する御議論はここで一たん終わらせていただきたいと思いますというふうに存じます。後でまた何か御意見があれば、いかようにもお受けいたしたいと思っておりますけれども、とりあえず資料1に関する御議論、そして資料2に関する御議論を賜ったというふうに、ここでは判断させていただきたいと存じます。

今後の予定

○水谷座長 それでは、まだ少し時間は残っておりますのですが、進行手順によりますれば、ここで事務局から今後の予定について説明を行っていただくことになっております。

それでは、基準室長、お願いいたします。

○内藤意匠審査基準室長 それでは、お手元の資料3「今後の予定」を御用意ください。

今後の予定について御説明をさせていただきます。第6回の意匠審査基準ワーキンググループは4月下旬に開催する予定でございます。この第6回意匠審査基準ワーキンググループにおいて5月中にパブリックコメントを募集をいたしまして、改定意匠審査基準案を決定させていただくということになります。

○水谷座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対する御質問、あるいは先ほどの資料1、2に関して、何かこの点は述べておきたいという点がございましたら何なりとお受けしたいと存じます。

どうぞ、堀越委員。

○堀越委員 資料2の画像デザインの部分なのですが、10ページですが、公知の意匠という中に各業界ですでに定めたアイコンというのがあります。例えばカメラ業界とか複写機の業界で決まったアイコンがあるわけですが、我々、デザインをするという場合に、やはりそのアイコンは使わなければならない。ところが、その周囲をデザインするというケースが非常に多いわけで、そのアイコンがすでに公知であるからということで拒絶をされないように周辺も見ていただきたいというのが希望でございます。これは質問というよりも希望です。

以上です。

○内藤意匠審査基準室長 そのように配慮をさせていただきます。現行の運用でもそこら辺のところは理解しておりまして、直ちに、アイコンが業界で決められたものだからということで拒絶をするようなことではなく、意匠全体として、画面デザイン全体として意匠を認定をしておりますので、その点については変わりがないと考えております。

○水谷座長 ほかにどなたか御意見、御質問などございますでしょうか。

特にございませんでしたら、まだ少し時間を残しておりますが、本日は以上をもちまして、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会第5回意匠審査基準ワーキンググループを閉会させていただきたいというふうに存じます。

本日はどうもありがとうございました。

○橋本審査業務部長 ありがとうございます。

閉 会

以上

=====

<この記事に関する問い合わせ先>

特許庁審査業務部意匠課意匠審査基準室

TEL : 03-3581-1101 内線 2910

FAX : 03-5570-1588

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)

特許庁審査業務部意匠課企画調査班

TEL : 03-3581-1101 内線 2907

FAX : 03-5570-1588

E-mail : [お問い合わせフォーム](#)